

(別添1)

## 「21世紀COEプログラム」審査要項(抄)

平成16年1月19日  
21世紀COEプログラム委員会

21世紀COEプログラムは、我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため、重点的な支援を行い、もって、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的とする。

21世紀COEプログラムの審査は、この審査要項により行うものとする。

### ・審査方針

1. 21世紀COEプログラムの研究教育拠点(大学院博士課程の専攻、大学附置研究所の研究組織等)は、次の事項に留意し選定する。

平成14, 15年度においては、各年度5分野、計10の学問分野について研究教育拠点を選定したところであるが、平成16年度は、大学全体の継続的な構造改革を図る上での本プログラムの重要性などに鑑み、革新的な学問分野の開拓を目指す研究教育拠点に限定して選定する。

当該分野における研究上、優れた成果を挙げ、将来の発展性もあり、高度な研究能力を有する人材育成機能を持つ研究教育拠点の形成が期待できるもの

学長を中心としたマネジメント体制による指導力の下、個性的な将来計画と強い実行力により、世界的な研究教育拠点形成が期待できるもの

特色ある学問分野の開拓を通じて独創的、画期的な成果が期待できるもの

なお、この21世紀COEプログラムで行う事業が終了した後も、世界的な研究教育拠点としての継続的な研究教育活動が期待できるものを重視する。

2. 審査は、大学からの申請に基づき、拠点規模の大小にとらわれず特色ある研究を行っているものに配慮しつつ、次の2つの点を中心に、評価を行うものとする。

当該拠点の申請内容に係る研究教育活動の実績

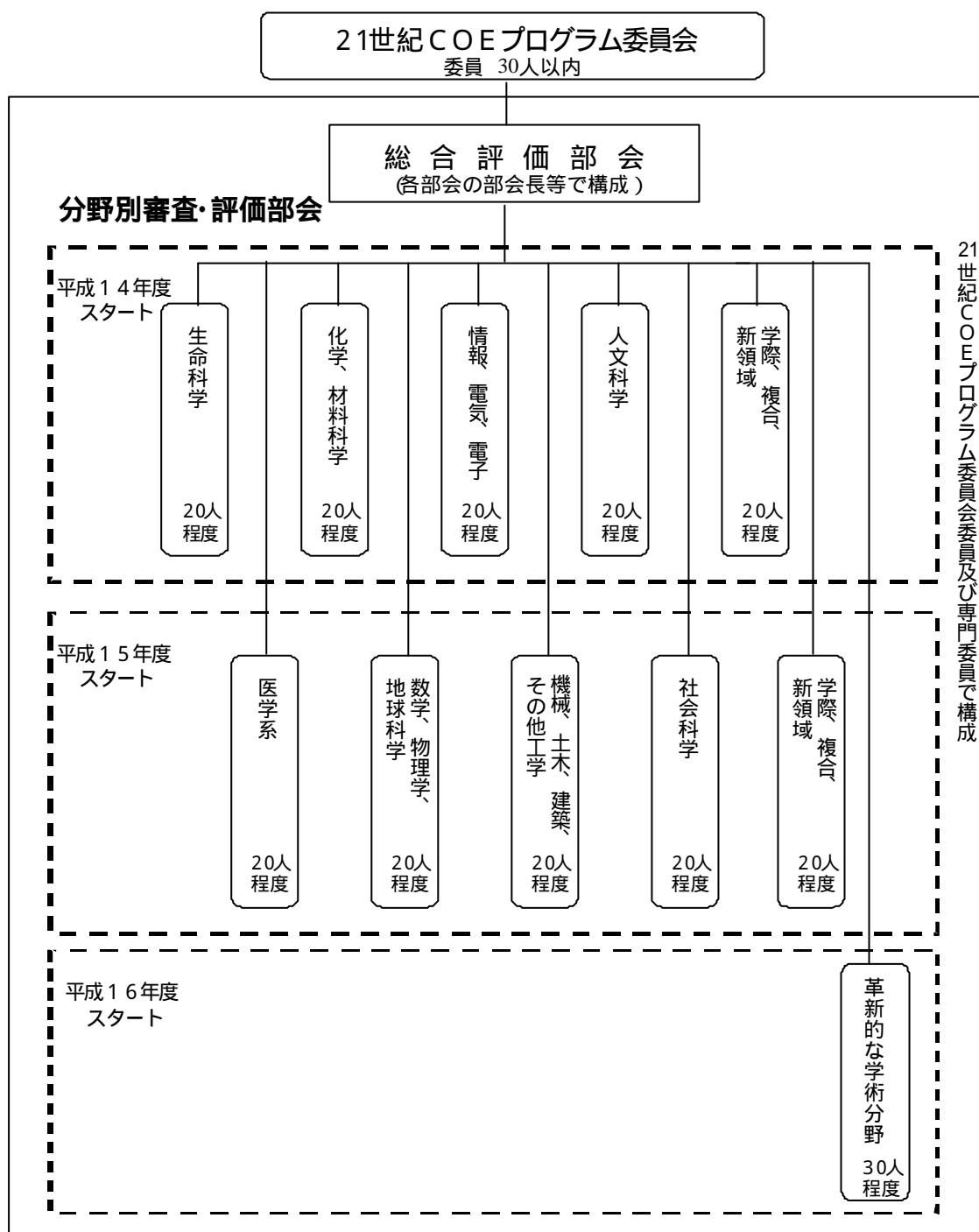
大学の将来構想及び当該拠点を形成するための構想・計画

・ 審査方法

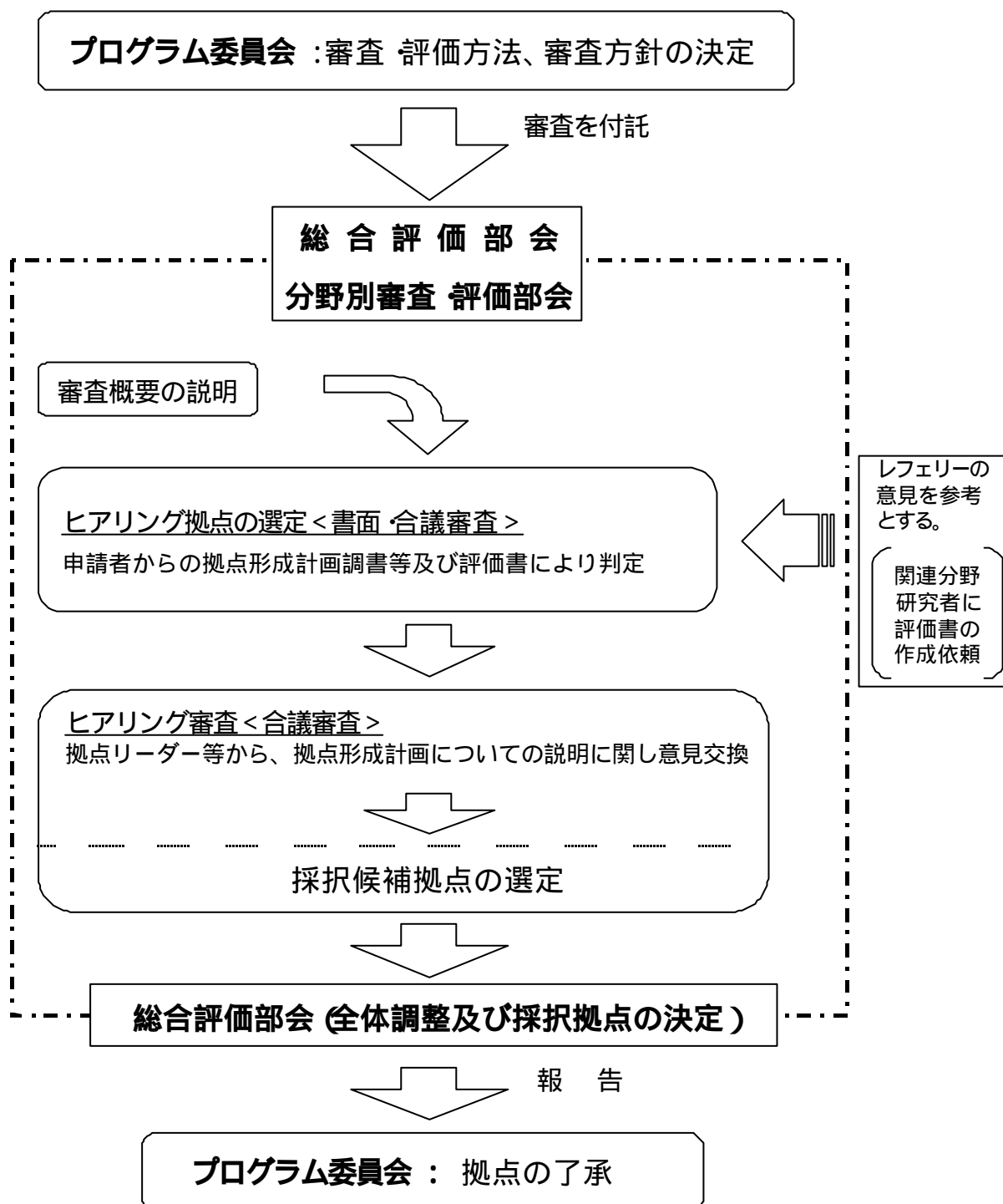
1 . 「21世紀COEプログラム」の研究教育拠点（以下「拠点」という。）の選定は、分野別審査・評価部会の各部会（平成14年度は、生命科学部会、化学・材料科学部会、情報・電気・電子部会、人文科学部会、学際・複合・新領域部会、平成15年度は、医学系部会、数学・物理学・地球科学部会、機械・土木・建築・その他工学部会、社会科学部会、学際・複合・新領域部会、平成16年度は、革新的な学術分野部会）において、採択候補拠点を選定し、その中から、総合評価部会が採択拠点を決定する。

その後、21世紀COEプログラム委員会に報告し、了承を得る。

2 . 21世紀COEプログラムの審査体制



3. 分野別審査・評価部会における審査手順



#### 4. 評価に当たっての着目点

本審査を行うに当たり、別紙の資料を用いることとし、評価に当たっての着目点は次のとおりとする。

##### (1) 研究教育活動の実績

研究教育活動が、当該分野において、世界的な水準から見て優れたものであるか。

研究教育活動が、当該将来構想、特に拠点形成計画を遂行するに当たって必要なポテンシャルを示すものであるか。

研究教育活動の現状は、必ずしも十分とは言えないが、将来、世界最高水準になりうるものか。

##### (2) 将来構想及び拠点形成計画

学長を中心としたマネジメント体制の下、世界最高水準の拠点形成への重点的取り組みが予定されているものであるか。

拠点形成計画の内容が、世界最高水準を目指すものであるか。

拠点形成計画が、着実かつ現実的であり、拠点として活性化が図られるものであるか。

若手研究者が、独立してその能力を十分に発揮できるような拠点形成となっているか。

研究を通じた教育により、学生が将来、有為な人材として活躍できるよう必要な体制が計画されているか。

特色ある学問分野の開拓を通じて独創的、画期的な成果が期待できるか。

大学全体の将来構想において、拠点形成計画が十分戦略的なものとして位置付けられているか。

##### (3) 申請経費の合理性等

申請経費の内容は妥当であり、計画上、必要不可欠なものか。

#### 5. その他

##### (1) 申請及び支援等

(略)

##### (2) 開示・公開等

審査は、非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。

拠点が決定後、ホームページへの掲載等により、情報を公開する。

##### (3) 利害関係者の排除

申請に直接関係する委員は、審査・評価を行わないものとする。

書面審査の場合は、該当委員を除く委員で審査・評価を行うこととし、合議審査（ヒアリングを含む。）の場合は、関係申請の審議中は退席することとする。

（利害関係者と見なされる場合の例）

・委員が代表権を有する、又は、長を務める機関からの申請

・委員本人を拠点リーダーとする申請

・委員が所属する組織（例：大学院研究科、研究所等）の構成員が拠点リーダーとなっている申請

・その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

##### (4) 中間評価・事後評価

本プログラムについては、2年経過後に中間評価、期間終了後に事後評価を実施する。

詳細は、採択申請者に対し、別途通知する。